株式交換公告

当社（甲）は株式交換により、石部運輸倉庫株式会社（乙、住所滋賀県湖南市石部北一丁目四番三六号）の発行済株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十五年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は、平成二十五年一月二十四日に終了しております。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年九月二十日
掲載頁　一五五頁（号外第二〇五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十日
掲載頁　七十頁（号外第一三四号）

平成二十五年一月二十五日
大阪府寝屋川市宇谷町三番一五号
大阪石部運輸倉庫株式会社
代表取締役　武田　康伸

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年二月二十六日をもって投資助言・代理業、投資運用業、及び第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年一月二十五日
東京都中央区銀座一丁目一三番一号
株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン
代表取締役　松下　寛治

出資一口の金額の減少公告

当連合会は、平成二十五年一月二十四日開催の臨時総会において、出資一口の金額を一万円から二千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当連合会の直近の貸借対照表等は、当連合会の事務所に備え置いてあります。

平成二十五年一月二十五日
静岡県焼津市小川三三九二番地の九
静岡県水産加工業協同組合連合会
代表理事会長　中山　嘉昭

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、平成二十五年二月二十六日を効力発生日として、優先資本金の額金四十三億三十四万円を金四十二億三十四万円に減少して、発行済優先出資総口数四百三十万三百四十口（第一号優先出資二百十九万三千百七十三口、第二号優先出資二百十万七千百六十七口）を一口に対して金一千円をもって四百二十万三百四十口（第一号優先出資二百十四万二千百七十三口、第二号優先出資二百五万八千百六十七口）に有償消却することにいたしました。（減少すべき優先資本金の額は金一億円であり、優先出資の消却に要する金額は金一億円である。）

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年八月三十日
掲載頁　三十八頁（号外第一八八号）

平成二十五年一月二十五日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
特定目的会社ＪＲＩＣ１
取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、平成二十五年二月二十六日を効力発生日として、優先資本金の額金二十三億七千六十六万円を金二十二億九千六十六万円に減少して、発行済優先出資総口数三百三十七万六百六十口（第一号優先出資百七十一万九千三十七口、第二号優先出資百六十五万一千六百二十三口）を一口に対して金一千円をもって三百二十九万六百六十口（第一号優先出資百六十七万八千二百三十七口、第二号優先出資百八十一万二千四百二十三口）に有償消却することにいたしました。（減少すべき優先資本金の額は金八千万円であり、優先出資の消却に要する金額は金八千万円である。）

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年八月三十日
掲載頁　三十八頁（号外第一八八号）

平成二十五年一月二十五日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
特定目的会社ＪＲＩＣ２
取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条第一項に基づき、優先資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年十月二十九日付け官報の号外第二三四号八十八頁に掲載されています。

平成二十五年一月二十五日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
フランクフルトアセット特定目的会社
取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第四十七条及び第百九条に基づき、優先資本金の額三十六億円を二十二億五千万円減少して十三億五千万円とし、発行済優先出資総口数七万二千口を一口に対して金五万円をもって四万五千口有償消却して二万七千口にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社につき最終事業年度はありません。

平成二十五年一月二十五日
東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号
久喜特定目的会社
取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第四十七条及び第百九条に基づき、優先資本金の額十八億円を十一億円減少して七億円とし、発行済優先出資総口数三万六千口を一口に対して金五万円をもって二万二千口有償消却して一万四千口にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年九月二十八日
掲載頁　百十頁（号外第二一二号）

平成二十五年一月二十五日
東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号
印西特定目的会社
取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八億円減少し、金十三億九千百七十万円とし、発行済優先出資総口数のうち、一万六千口（ただし、第一号優先出資について八千百六十口、第二号優先出資について七千八百四十口）を一口に対して金五万円をもって有償消却することにいたしました。

この決定に対し異義のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度の貸借対照表の要旨は、平成二十四年十二月十八日付官報の号外第二七四号五十七頁に掲載されています。

平成二十五年一月二十五日
東京都文京区関口一丁目七番五号
Ｓｈｉｂａ特定目的会社
取締役　伊藤　秀邦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億九千四百万円減少し三億八千九百六十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年二月二十六日であり、社員総会の決議は平成二十五年一月十七日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年一月二十四日
掲載頁　六十頁（号外第十四号）
平成二十五年一月二十五日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
ジェネシス特定目的会社
取締役　石田　泉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を四億九千四百万円減少して三億八千九百六十万円とし、発行済第一優先出資九千八百八十口を消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年二月二十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年一月二十五日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
ジェネシス特定目的会社
取締役　石田　泉

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十五日付第一五号六十四年十二月二十六日付衆

四ページ●同日付政府調達第一五号一四ページ●二会第一号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）